医療費控除FAQ

- Q.医療費控除を希望する場合、事前に手続きは必要か? はい、医師が発行した「運動処方箋」をジムへ事前にご提出いただく必 要がございます。内科系の疾患の場合、2F上町はまのクリニックでも 作成が可能です(整形疾患は2Fクリニックでは発行できません)。
- Q.運動処方箋はビオタジムのHPからダウンロードしたものじゃないとダメ?

いいえ、当ジムHPに掲載しているものはオリジナルのものですが、他のフォーマットのものでも問題ありません。かかりつけでご準備が難しい場合は、当ジムHPからダウンロードしてご利用いただけます。

- Q.上町はまのクリニックで運動処方箋を作成するにはどうしたらいい?かかりつけ患者様は診察時に医師へお申し出ください。かかりつけが他院の方は、運動処方箋希望で診察予約をお願いします。診察時は必ずお薬手帳をお持ちください。その他、血液検査等の結果用紙があればお持ちください。診察代がかかります。(生活習慣病の場合は別途「生活習慣病管理料」がかかります。)運動処方箋の発行には文書料はかかりません。
- Q.医療費控除を希望する場合、ジムの提携医療機関にかかりつけを変えないといけない?

いいえ、その必要はまったくありませんが、ジムとクリニックが同じビル内にありますので、不安なことがあれば診察へ入っていただくことは可能です。

Q.医療費控除を希望する場合、ジムとかかりつけ医との連携はある? 定期的にジムでの運動状況等をかかりつけ医へご報告させていただき ます。

医療費控除FAQ

Q.いつの分の月会費から医療費控除が可能か? 2024年1月分から適用開始が可能です。(それ以前の分は適用できません。)(また、適用には諸条件があります。)

Q.入会金や事務手数料も医療費控除の対象になる? はい、諸条件を満たされている場合、対象となります。

Q.契約ロッカー代やスタジオ代は医療費控除になる? 契約ロッカー代は医療費控除の対象外です。スタジオ代は、諸条件を満たした上で、「運動処方箋」に基づいた内容のクラスにご参加いただく場合は医療費控除の対象となります。

Q.しばらくジムへ行けない場合はどうなる? まったく利用のなかった月の会費に関しては、医療費控除の対象外となります。

Q.非会員でパーソナルトレーニングやスタジオを受けている場合、利用 料金は医療費控除の対象になる?

はい、前述の通り、諸条件を満たした上で「運動処方箋」に基づいた内容を行っている場合は、非会員様も医療費控除の対象となります。

Q.領収書はいつもらえる?

お渡しは、翌年1月頃になる予定です。1年分をまとめてお渡しいたします。領収書はひと月ごとに作成いたします。途中で退会される場合は、最後の月会費の引き落としおよび利用状況が確認でき次第お渡しいたします。

